
安全データシート (SDS)

1、製品等及び会社情報

製品名 : メイクアップベース
整理番号 : HJK5140
会社名 : 株式会社本荘興産
住所 : 〒711-0934 岡山県倉敷市児島塩生 2764
電話番号 : 086-475-0950 / F A X 番号 086-475-0952
改訂 : 2016 年 4 月 1 日
奨励用途及び使用上の制限 : 自動車ボディの洗浄用 (業務用)

2、危険有害性の要約

【GHS分類】

[物理学的危険性]

引火性液体 区分2

[健康に対する有害性]

急性毒性 (経口) 区分5

急性毒性 (経皮) 区分5

皮膚腐食性/刺激性 区分外

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2 A

生殖細胞変異原性 区分外

発がん性 区分外

生殖毒性 区分2

特定標的臓器毒性 (単回暴露) 区分1 (腎臓、全身毒性、中枢神経系)

区分3 (気道刺激性)

特定標的臓器毒性 (反復暴露) 区分2 (血管、肝臓、脾臓)

吸引性呼吸器有害性 区分2

水性環境急性有害性 区分外

水性環境慢性有害性 区分外

(注) 危険有害性の分類で、「分類対象外」及び「分類できない」は項目を省いた。

【GHSラベル要素】

[GHS絵表示]



[注意喚起語]

危険

[危険有害性情報]

引火性の高い液体及び蒸気

飲み込むと有害のおそれ

皮膚に接触すると有害のおそれ

強い眼刺激

生殖能力又は胎児への悪影響のおそれの疑い

中枢神経系、腎臓、全身毒性の障害

呼吸器への刺激のおそれ

長期又は反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ

飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ

[使用上の注意] 吸入、飲用不可

すべての安全注意、説明書きを読み、理解してから使用する。

容器を密閉しておくこと。

熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけることー禁煙

防爆型の電気機器・換気装置・照明装置を使用すること。

火災を発生しない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防処置を講ずること。

屋外または換気の良い場所で使用すること。

個人用保護具や換気装置を使用し、暴露を避けること。

保護手袋及び保護眼鏡・保護面を着用すること。

この製品を使用する時は、飲食または喫煙をしないこと。

ミスト・蒸気・スプレーを吸入しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

[救急処理・緊急時の対応]

火災の場合には適切な消火方法をとること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

飲み込んだ場合：無理して吐かせないこと。直ちに医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗う。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚（又は毛髪）に付着した場合：直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。

ばく露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

[保管]

子供の手の届かない所に施錠して保管する。

容器を密閉して、直射日光の当たらない涼しく換気の良い場所で保管する

[廃棄]

関連法規ならびに地方公共団体の基準に従って処理する。

都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理する。

3、組成、成分情報

- 単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名	含有率	P R T R法	労働安全衛生法	C A S No.
イソプロピルアルコール	70 (%)	---	通知物質No.492	67-3-0

- 化審法 : 特定化学物質・指定化学物質に該当しない
労働安全衛生法 : 特化則 該当しない。
有機則 第2種有機溶剤(イソプロピルアルコール)
表示対象物質 イソプロピルアルコール
通知対象物質 プロピルアルコール
危険物(引火性の物 施行令別表第1第4号)
- 化学物質管理促進法(P R T R法) : 該当しない。
消防法 : 第4類引火性液体 アルコール類

4、応急措置

- 吸入した場合
被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
医師の手当、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合
皮膚を速やかに洗浄すること。皮膚(又は毛髪)に付着した場合:直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。医師の手当、診断を受けること。
- 目に入った場合
水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。
- 飲み込んだ場合
無理に吐かせず、直ちに医師の手当、診断を受けること。口を漱ぐこと。
- ばく露又はその懸念がある場合:医師の診断、手当を受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。

いずれの場合も、医師への受診時には製品または SDS を持参する。

5、火災時の措置

- 消火剤
粉末、二酸化炭素、耐アルコール性泡、霧状水
- 使ってはならない消火剤
棒状注水
- 火災時の特定危害有害性
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消化方法
火元への燃焼源を絶ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火作業は、可能な限り風上から行なう。関係者以外は安全な場所に退避させる。周囲の設備等に散水して冷却する。消火の為の放水等により、製品もしくは化学物質が河川や下水に流出しな

いように適切な処置を行なう。

- 消火を行う者の保護

消火作業では、適切な保護具(空気呼吸器、化学用保護衣)を着用する。燃焼ガスには有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には適切な呼吸用保護具を着用し、煙の吸入を避ける。

6、漏出時の措置

- 人体に対する注意事項

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

関係者以外の立ち入りを禁止する。

風上に留まる。低地から離れる。密閉された場所に立入る前に換気する。

- 環境に対する注意事項

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。環境中に放出してはならない。

- 除去方法

吸着剤(乾燥土、砂や不燃材料)で吸着、あるいは覆って、密閉できる空容器に回収する。多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから、密閉容器に回収する。

- 二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

漏出物の上をむやみに歩かない。

火花を発生しない安全な道具を使用する。

7、取扱い及び保管上の注意

- 技術的対策

取り扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設置する。

- 注意事項

火気厳禁。眼および皮膚への接触を避ける。

- 安全取り扱い注意事項

作業場の換気を十分に行なう。

保護メガネ、保護手袋等の適切な保護具を着用する。

取り扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

- 適切な保管条件

火気厳禁。直射日光を避け涼しく換気の良い場所で容器を密閉して施錠して保管する。

- 安全な包装容器材料

製品使用容器に準ずる。

8、暴露防止及び保護措置

- 設備対策

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取り扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設置する。

- 管理濃度 200ppm (イソプロピルアルコールとして)
- 許容濃度
 - 日本産業衛生学会 最大許容濃度 400ppm 980mg/m³(イソプロピルアルコールとして)
 - A C G I H TLV-TWA 200ppm A4(イソプロピルアルコールとして)
TLV-STEL 400ppm A4(イソプロピルアルコールとして)
- 保護具
 - 呼吸器用の保護具：適切な呼吸器保護具を使用する。
 - 手の保護具：不浸透性保護手袋
 - 眼の保護具：適切な保護眼鏡を着用すること。(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
 - 皮膚及び身体の保護具：保護衣(長袖作業衣)、保護長靴、保護服等

9、物理的及び化学的性質

- 物理的性状
 - 形状 : 無色透明
 - 臭い : アルコール臭
- 物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲
 - 沸点 : データなし
 - 流動点 : データなし
 - 引火点 : 13.0℃ (イソプロピルアルコール)
 - 発火点 : 460℃
- 爆発特性
 - 爆発限界 : (下限) 2.0% (上限) 12.0%
- 溶媒に対する溶解性
 - 水 : 可溶
- その他
 - 密度 (比重) : 0.795 (20/20℃)
 - 粘度 : データーなし

10、安定性及び反応性

- 安定性 : 通常の条件下では安定である。
 - 反応性 : (イソプロピルアルコールとして)強酸化剤と反応し、火災、爆発の危険性をもたらす。高温においてアルミニウムを腐食する。
 - 避けるべき条件 : 高温
 - 混触危険物質 : (イソプロピルアルコールとして)強酸化剤、強アルカリ。
 - 危険有害な分解生成物 : 火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する
-

11、有害性情報

急性毒性（経口）	（イソプロピルアルコール）（ラット）LD50 3437mg/kg 飲み込むと有害のおそれ 区分5
急性毒性（経皮）	（イソプロピルアルコール）（ウサギ）LD50 4059mg/kg (Geri データ) 皮膚に接触すると有害のおそれ 区分5
皮膚腐食性／刺激性	区分外
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	強い眼刺激 区分2 A
呼吸器または皮膚感作性（皮膚）	区分外
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分外
生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い 区分2
特定標的臓器毒性（単回暴露）	中枢神経系、腎臓、全身毒性の障害 区分1
特定標的臓器毒性（単回暴露）	呼吸器への刺激のおそれ 区分3
特定標的臓器毒性（反復暴露）	長期又は反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ 区分2
吸引性呼吸器有害性	飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ 区分2

12、環境影響情報

イソプロピルアルコールとしての情報

- 水生環境急性有害性： 魚類 ヒメダカ LC50>100mg/L/96H
水生環境慢性有害性： 難水溶性でなく（水溶解度=1.00×10⁶mg/L）、急性毒性が低い

13、廃棄上の注意

関連法規ならびに地方公共団体の基準に従って処理する。
都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理する。

14、輸送上の注意

- 国際規制： 航空輸送は ICAO/IATA および海上輸送は IMDG の規則に従う。
国連分類： 引火性液体 3（イソプロピルアルコールとして）
国連番号： 1219（イソプロピルアルコールとして）
国内規制： 陸上輸送 労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
安全対策： 運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめた上で、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にこなうこと。

15、適用法令

- 化審法： 特定化学物質・指定化学物質に該当しない
労働安全衛生法： 特化則 該当しない。
有機則 第2種有機溶剤（イソプロピルアルコール）
表示対象物質（イソプロピルアルコール）
通知対象物質（プロピルアルコール）
危険物（引火性の物 施行令別表第1第4号）
-

化学物質管理促進法（P R T R法）：該当しない。
消防法：第4類引火性液体 アルコール類

16、その他の情報

引用文献等

- 事業者向け GHS 分類ガイダンス [経済産業省]
- JIS Z 7253 : 2012/化学物質等安全データシート (SDS)
- GHS 対応 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度 [厚生労働省・経済産業省]
- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律 要綱 [厚生労働省]
- GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報 [厚生労働省]
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理分野 HP SDS 制度
- CERl ハザードデータ集

ここに記載された内容は、現時点で入手できる資料、情報、データなどに基づいて作成しており、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。すべての化学薬品には未知の危険・有害性があり得る為、ご使用の際には、商品表示ラベル記載内容及び、この安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取扱ってください。
